11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待に関する相談対応件数は、増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。

痛ましい児童虐待は、ニュースの向こうで起きていることではなく、身近な場所、子育てしている方々も引き起こしかねないものです。子どもがつらい思いをしていたら、**「しつけ」ではなく「虐待」**であり、子どもの立場に立って考えることが必要です。



あなたは「虐待」をどこまで知っていますか？

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。保護者がしつけのつもりでも、暴力や暴言で子どもを追いつめ、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものであれば、それは**虐待**なのです。

《子どもへの虐待の種類と主な特徴》

身体的虐待	心理的虐待
子どもの身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること 【首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、締め出す、意図的に子どもを病気にさせる等】 **＊後遺症が残ったり、死に至ることがある** 	子どもに著しい心理的外傷（トラウマ）を与える言動を行うこと 【脅迫する、言葉で脅す、無視や拒否的な態度をとる、きょうだい間の差別的扱い、子どもの面前で配偶者やその他の家族に対して暴力を振るう等】 **＊子どもの心に不安や怯えを引き起こす** 
ネグレクト	**性的虐待**
心身の正常な発達を妨げる行為、長時間の放置など保護者としての責任を著しく怠ること 【家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する等】 **＊栄養失調、脱水症状など死に至ることがある** 	子どもにわいせつな行為をすること、させること 【性的行為の強要、わいせつな映像を見せる、ポルノグラフティの被写体にする等】 **＊異性への嫌悪感をうえつけるなど、子どもの心身に大きな傷を残す** 

――― 実はこれも児童虐待です ―――

子どもの前での夫婦喧嘩

子どもの心を傷つけるだけでなく、その後の成長にも悪影響を与えます。



小さい子どもの車内放置・自宅放置

「眠っていたから」「短い時間だから」…
わずかな油断が子どもの生命を危険にさらします。



虐待と聞いた時に真っ先に思い浮かべるのは「頬をぶつ」「背中を棒で叩く」といった行為かもしれません。そのほかにも、室内に閉じ込めたり、家から閉め出したり、大声で怒鳴りつけたりすることも「虐待」になります。

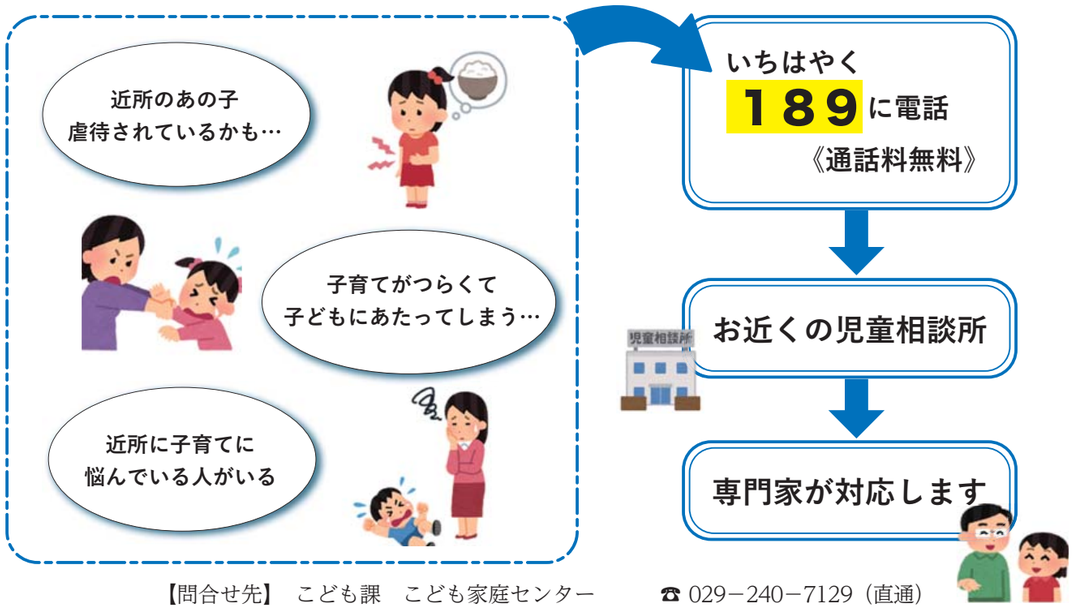
子どもに関する不安や悩み、「虐待かも？」と思ったら、ご相談を！

こども家庭センター　☎ 029−240−7129

妊娠中の悩み、育児に関する不安、ご家庭において困っている事があれば、町の**「こども家庭センター」**にご相談ください。保健師・助産師・児童相談員が様々な関係機関と連携しながら、解決策を見つけるための支援を行っています。

～あなたの１本の電話で救われる子どもがいます～
児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」

「１８９（いちはやく）」は、虐待かも？と思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。通告･相談は匿名で行うこともでき、通告･相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



【問合せ先】　こども課　こども家庭センター　　☎ 029−240−7129（直通）